

剣淵町「地域おこし協力隊」募集要項

剣淵町は、北海道中央部の旭川市から北へ車で約1時間。旭川空港を利用すると首都圏への日帰り往復も可能な距離に位置する田園風景が豊かな人口約2,700人の純農村の町です。

1988年、まちの若者たちが絵本を題材としたまちづくりの取組をきっかけに「絵本の里けんぶち」が誕生し、これまで絵本がもつ温もりや人と人をつなぐ力に触れ、それを大切にしながら農業、福祉、観光などが連携したまちづくりを推進してきています。合わせて観光では、絵本の館をはじめ、アルパカ牧場、道の駅絵本の里けんぶち、剣淵温泉レークサイド桜岡、桜岡公園、絵本の里家族旅行村キャンプ場などを中心に観光事業を進めております。

こうしたなか剣淵町では、剣淵温泉レークサイド桜岡を活かした観光の発展、新たな視点や柔軟な発想による温泉施設の事業展開を考えており、特に現在需要が高まっているインバウンドに対し、外国語での対応ができる方を募集します。

1 募集人数

1 名

2 募集対象

次のすべての項目に該当する方が対象になります。

- (1) 年齢は、委嘱日現在で原則として満20歳以上の方
- (2) 現在、3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等に該当しない市町村）等に在住し、採用決定後に剣淵町に住民登録し居住できる方
- (3) 普通自動車運転免許証を所持している方
- (4) 自家用車を所有している方、または採用日に自家用車を確保できる方
- (5) 外国語(英語、中国語、韓国語など)でのホテルのフロント対応(チェックイン・チェックアウトなど)ができる方
- (6) パソコンの操作(ワード、エクセル等)ができる方
- (7) SNS(Facebook、Twitter、Instagramなど)の情報発信ができる方
- (8) 心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方
- (9) 地域おこし協力隊活動終了後も剣淵町に定住する意欲を持っている方

3 業務概要

剣淵温泉レークサイド桜岡でのインバウンド対応業務、フロント業務及び宿泊者・観光客の誘客を図る企画やイベントの立案業務。

(1) フロント業務

剣淵温泉レークサイド桜岡のフロントの通常業務。

(2) インバウンド対応業務

○外国語対応

英語、中国語、韓国語などでのチェックイン・チェックアウト手続きをサポート

○観光・施設内案内の提供

外国人観光客に対して、剣淵周辺の観光スポットや温泉の利用方法、交通機

関の情報を案内する。施設利用規則の説明 館内施設の利用方法や営業時間、温泉のマナーやルール、Wi-Fi の使用方法などを外国語で説明。

○緊急対応

外国人観光客が病気や事故に遭った場合、医療機関などの連絡をサポート。また、自然災害や非常時に、避難経路や対応手順を外国語で説明。防災情報の提供や避難所の案内。

(3) 宿泊者・観光客の誘客を図る企画やイベントの立案

4 勤務地

剣淵温泉レークサイド桜岡(剣淵町東町5141番地)

5 勤務時間

剣淵温泉レークサイド桜岡の勤務体制に準じることとするが、1日7時間30分、週37時間30分を原則とします。ただし、必要に応じて時間外に勤務する場合があります。

6 休日・休暇

(1) 休日

週休2日、国民の祝日、年末年始(12月30日から翌年1月4日まで)

※上記を基本としますが、活動状況等に応じて相談のうえ変更する場合があります。

(2) 休暇

年次有給休暇 1年目 10日

特別休暇 忌引、結婚、夏季など(会計年度任用職員に準じます。)

7 雇用形態・期間

(1) 身分は、「剣淵町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、町長が委嘱します。※地方公務員法による剣淵町会計年度任用職員(パートタイム)となります。

(2) 採用日は、令和8年6月1日を予定していますが、採用決定後に相談の上、調整します。

(3) 期間は、委嘱の日から1年間とします。その後、活動に取り組む姿勢や勤務状況等を勘案し、1年を超えない期間で町長が再委嘱の判断を行います。委嘱期間は、最長で3年とします。

(4) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取消すことがあります。

8 報酬

月額 290,000円 (賞与、退職手当等は支給されません。)

※報酬からは、社会保険料・雇用保険料の本人負担分が差引かれますが、住民税は、個人納付対応になります。

9 待遇・福利厚生

(1) 住宅

- ・活動期間中の住居は剣淵町が住宅を用意し、家賃は町が負担します。
- ・引越しに係る経費、居住に係る光熱水費、生活用品等は、自己負担になりますが、家具等の一部は剣淵町で用意します。

・赴任（転入）に伴う交通費等は、剣淵町が一部助成します。

(2) 活動支援

・通勤や活動のための移動に要する自動車借上料として、最大月額15,000円を支給します。

・活動に必要な旅費は剣淵町が負担しますが、燃料費は自己負担となります。

・活動に必要な消耗品・備品等は、剣淵町が用意します。

(3) 福利厚生

社会保険（健康保険、厚生年金）、雇用保険及び労災保険に加入します。

10 報酬等の支給日

報酬、住宅使用料（住宅家賃相当額）及び自動車借上料は、毎月21日に支給します。

（支給日が土・日曜日、祝日の場合は、その前日）

11 募集期間

令和8年3月4日(水)から令和8年3月31日(火)まで

12 申込方法等

(1) 提出書類

・剣淵町「地域おこし協力隊」応募用紙（様式1）

・住民票（令和8年3月4日以降発行のもの）

※ 応募用紙等は剣淵町ホームページ、又は一般社団法人移住・交流推進機構(JOIN)ホームページからダウンロードしてください。

※ 提出された書類は、返却しません。

(2) 提出期限

申込受付期間内に必着

(3) 申込方法

郵送による

(4) 提出先

〒098-0392 北海道上川郡剣淵町仲町37番1号

剣淵町総務課企画財務広報グループ 宛

13 選考の流れ

(1) 第1次選考（書類選考）

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に剣淵町役場等で面接試験を行います。

(3) 最終選考の結果

第2次選考の結果を対象者全員に文書により通知します。

14 問い合わせ先

剣淵町総務課企画財務広報グループ（担当：鴻野）

〒098-0392 北海道上川郡剣淵町仲町37番1号

T E L 0165-26-9021（直通） F A X 0165-34-2590

E-mail kikaku@town.kembuchi.hokkaido.jp

U R L <https://www.town.kembuchi.hokkaido.jp/>

※ 応募に関するお問い合わせは、別紙「質問票(様式3)」に記入の上、メールで
お願いします。